

## 沖縄海区漁業調整委員会指示18第5号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年9月29日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 桃 原 仁 一

(定義)

第1 この指示における語句の定義は次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(採捕禁止期間)

第2 沖縄海区において、毎年7月1日から10月31日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

(操業の承認)

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、平成18年10月15日までに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の対象者)

第4 承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成17年に委員会の承認を受けた者で、漁期（前年の11月1日からその翌年の6月30日までをいう。以下同じ。）の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により漁期の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、平成16年又は平成17年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、委員会が特に認めた者

(操業を承認しない場合)

第5 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

(漁具の制限)

第6 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針の数は、一隻当たり350針以内とする。
- (2) ソデイカ旗流し漁業で使用する旗の数は、一隻当たり30本以内とする。

(操業区域の制限)

第7 ソデイカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。

(自主規制の遵守)

第8 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、宮古海域又は八重山海域において操業する際は、当該海域を操業海域とする漁業協同組合が定める自主規制を遵守しなければならない。

(承認証の漁船への備付け義務)

第9 ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第10 操業の承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章（第2号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の承継)

第11 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者（承認を受けた者の親族に限

る。)が承継する場合

(2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合  
(承認内容の変更)

第12 操業の承認を受けた者が承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、承認を得なければならない。  
(承認証の再交付)

第13 操業の承認を受けた者が承認証を亡失し、又は棄損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。  
(承認証の交付)

第14 委員会は、第3若しくは第12の承認をしたとき、又は第13の申請があったときは、その申請者にソデイカはえ縄漁業操業承認証(第5号様式)を交付する。  
(廃業届の提出)

第15 操業の承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)にソデイカはえ縄漁業操業承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。  
(操業実績の報告)

第16 ソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、毎年漁期毎にソデイカはえ縄漁業操業報告書(第7号様式)を同年8月末日までに、委員会へ提出しなければならない。  
(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第17 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は第3の承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。  
(指示の有効期間)

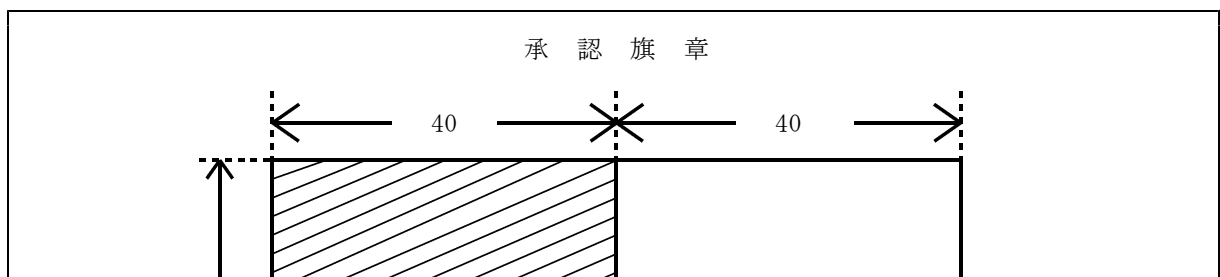
第18 この指示の有効期間は、平成18年10月1日から平成21年9月30日までとする。

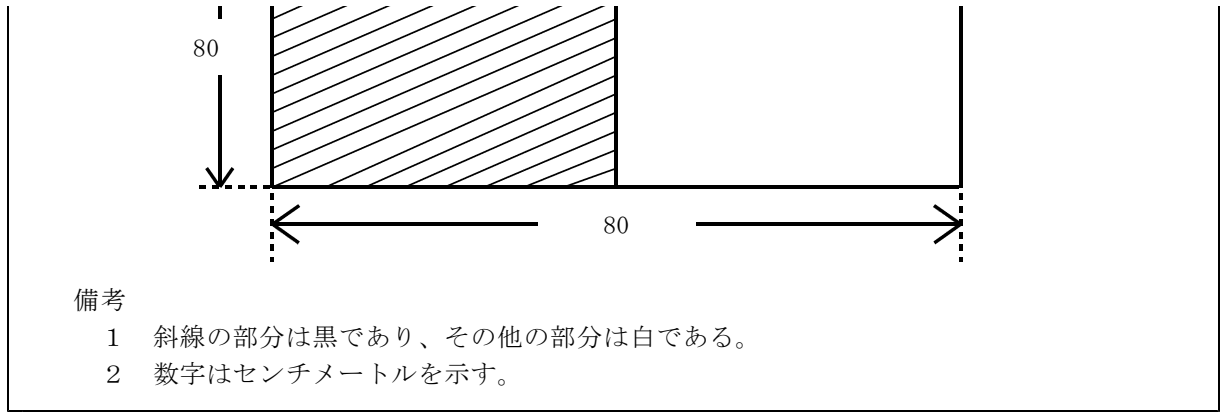
#### 第1号様式(第3関係)

ソデイカはえ縄漁業承認申請書	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	住所
	氏名 印
沖縄海区漁業調整委員会指示18第5号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業の承認を受けた いので、申請します。	
記	
1 操業区域	
2 漁具(擬餌針数)	
3 使用する漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	ON -
(3) 総トン数	

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

#### 第2号様式(第10関係)





第3号様式（第12関係）

ソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号 沖調S第 号
- 2 船名
- 3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする時期 年 月 日
- 5 変更しようとする理由

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式（第13関係）

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。  
なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

- 1 承認番号 沖調S第 号
- 2 船名
- 3 亡失（き損）の理由

第5号様式（第14関係）

承認番号 沖調S第 号

ソデイカはえ縄漁業操業承認証		
		住所 氏名
1 操業区域		
2 操業期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 漁船		
(1) 船名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 総トン数		
4 承認の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
5 制限又は条件		
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会 長 <span style="float: right;">印</span>		

第6号様式 (第15関係)

ソデイカはえ縄漁業廃業届		
		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
		住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>
下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので、届け出ます。		
記		
1 承認番号	沖調S第 号	
2 船名		
3 廃業の理由		

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第7号様式 (第16関係)

ソデイカはえ縄漁業操業報告書		
		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
		住所 氏名 <span style="float: right;">印</span>
下記により 年ー 年ソデイカ漁期 ( 年 月～ 年 月) におけるソデイカはえ縄漁業の操業実績について、報告します。		
記		
●承認番号：沖調S第 号 ●漁船名： ●乗組員数： 名		
●操業状況：		
	漁獲数量 (kg)	備 考
水揚月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		

5月		
6月		
計		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

●漁船名：

操業月日	漁場位置（投縄位置） （北緯、東経）	擬餌針数 （本）	漁獲数量 （尾数）	漁獲数量 （kg）
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」、「漁獲数量（尾数及びkg）」については、漁獲が無かった場合にも記入して下さい。